

西東京市ごみ・資源物収集日程一覧表の広告掲載に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市広告掲載要綱（平成18年12月26日付18西企企第265号市長決裁。以下「広告要綱」という。）及び西東京市広告掲載基準（平成18年12月27日付18西企企第272号市長決裁）に基づき、西東京市（以下「市」という。）が市民にごみ・資源物の収集日及び分別方法を周知するため発行する西東京市ごみ・資源物収集日程一覧表の冊子（以下「収集日程表」という。）に有料で掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の掲載枠等

広告の掲載枠は24枠以内とし、収集日程表の規格及び印刷部数並びに広告の掲載位置は毎年度、市長が別に定める募集要領（以下「募集要領」という。）で定めるものとする。

第3 広告の規格等

広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、1枠当たり縦3センチメートル以内・横13センチメートル以内とする。
- (2) 広告には文字、記号、絵、図及び写真を使用するものとする。

第4 広告の掲載料及び掲載期間

1枠当たりの広告の掲載料は、毎年度、募集要領で定める。

- 2 広告を掲載する期間は、収集日程表の配布を始めた日から起算して1年とする。ただし、収集日程表の配布を始めた日から起算して1年を経過する前に第2に定める印刷部数の収集日程表の配布が終わったときは、当該配布が終了したときまでとする。

第5 広告の掲載希望者の募集

広告の募集は、原則として公募とし、市のホームページ及び広報紙に掲載して行うものとする。ただし、応募が募集数に達しないときは、任意の方法により広告の募集を行うことができる。

- 2 前項の募集は、収集日程表を作成する年度に行うものとする。

第6 広告の掲載の申込み

広告の掲載を希望する者（以下「希望者」という。）は、西東京市ごみ・資源物収集日程表広告掲載申込書に、会社概要等希望者の事業の内容が分かる書類及び掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。

第7 広告の掲載の承諾

市長は、第6の申込みがあったときは、広告要綱第6に規定する西東京市広告選定委員会による審査を経て広告の掲載の可否を判断し、その結果を西東京市ごみ・資源物収集日程表広告掲載承諾書・不承諾通知書により希望者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を適当と認める申込みが第2の広告の掲載枠数を超えるときは、次の表に掲げる順位により判断するものとする。

第1位	国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
第2位	市民の日常生活に関連する公共性のある私企業等で、市内に事業所を有するものの広告
第3位	環境の保全や循環型社会の形成を推進する取組を行っている私企業等で、市内に事業所を有するものの広告
第4位	第2位及び第3位に掲げるもの以外の私企業等で、市内に事業所を有するものの広告
第5位	その他掲載する広告として適当であると市長が認めるものの広告

3 市長は、前項の規定によってもなお掲載順位を判断することができないときは、抽選により掲載順位を判断するものとする。

第8 広告の掲載料の納付

広告の掲載の承諾を受けた希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する方法で、かつ、市長が指定する期日までに第4第1項の広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）を納付しなければならない。

第9 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

第10 広告の掲載に関する負担及び広告の原稿の提出

広告主は、広告の原稿を広告主の負担で作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 市長は、前項の広告の原稿の提出があった場合は、当該原稿の内容を掲載した収集日程表を作成するものとする。

第11 広告の掲載の取消し

市長は、第7の広告の掲載の承諾後、広告の内容に支障があると認めたとき、市長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき、又は広告主が広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載の承諾を取り消すことができる。

第12 広告掲載料の還付

既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、この限りでない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。